

米国トランプ政権による気候変動対策の見直し (2026年10月6日時点)

上野 貴弘

電力中央研究所 社会経済研究所

2026年10月

要約

2025年1月20日に発足した共和党の第2次トランプ政権は、民主党のバイデン政権が進めた気候変動対策を大幅に見直してきた。本稿では政権発足以降、具体的にどのような変化があったのかを整理する。

バイデン政権は国内において、①既存法の権限を用いて火力発電所や新車販売に排出規制を課し、②連邦議会を通じて成立させたインフレ抑制法（IRA）によって、脱炭素化への減税措置等を導入した。これに対して、トランプ政権は化石燃料を中心とする国産のエネルギー資源の開発を加速させるべく、①バイデン政権の排出規制を撤回し、規制の前提となる温室効果ガスの危険性認定も撤回した。他方、②IRAは2025年7月に成立した「1つの大きく美しい法」で見直され、電気自動車への減税措置は早期終了し、太陽光発電と風力発電の新設への減税も適用期間が大幅に短縮されたが、原子力発電・炭素回収利用貯留（CCUS）・バイオ燃料への減税は維持または拡大・延長となった。

対外的には、バイデン大統領はパリ協定に復帰し、2030年に2005年比で50~52%減、2035年に61~66%減との削減目標（NDC）を定めたが、トランプ大統領は就任日の大統領令でパリ協定からの再脱退を表明した。さらに、2026年1月には国連気候変動枠組条約（UNFCCC）からの脱退を表明した。

このように、トランプ政権はバイデン政権の脱炭素化を中心とする政策の撤回・見直しを完了しつつある。IRAのうち撤回の対象とならなかった部分、一部の州政府の政策、ビッグテック企業の脱炭素技術（原子力発電を含む）への投資などによる温室効果ガスの排出削減は続くものの、バイデン政権が掲げた削減目標の達成からは程遠く、2050年ネットゼロ排出と現実の乖離が広がると予想される。

免責事項

本ディスカッションペーパーは広く意見やコメントを得るために公表するもので、意見にかかる部分は筆者のものであり、電力中央研究所または社会経済研究所の見解を示すものではない。

※本ディスカッションペーパーは、「米国トランプ政権によるエネルギー・環境政策の見直しの行方（2026年5月18日版）」（SERC Discussion Paper 26001）のうち、気候変動対策の見直しに関わる部分に対して、その後の動向を加筆したものである。エネルギー政策の動向については、「米国トランプ政権のエネルギー政策の動向（2026年10月16日時点）」（SERC Discussion Paper 26005）を参照されたい。



米国トランプ政権による気候変動対策の見直し (2026年10月6日時点)

電力中央研究所 社会経済研究所
副研究参事 上野 貴弘

2026年10月

 電力中央研究所

全体の要約

目的

2025年1月20日に発足した共和党の第2次トランプ政権は、民主党のバイデン政権が進めた気候変動対策を大幅に見直してきた。

本稿では政権発足以降、具体的にどのような変化があったのかを整理する。

概要（国内政策の見直し）

バイデン政権は国内において、①既存法の権限を用いて火力発電所や新車販売に排出規制を課し、②連邦議会を通じて成立させたインフレ抑制法（IRA）によって、脱炭素化への減税措置等を導入した。

これに対して、トランプ政権は化石燃料を中心とする国産のエネルギー資源の開発を加速させるべく、①バイデン政権の排出規制を撤回し、規制の前提となる温室効果ガスの危険性認定も撤回した。

他方、②IRAは2025年7月に成立した「1つの大きく美しい法」（略称OBBBA）で見直され、電気自動車への減税措置は早期終了し、太陽光発電と風力発電の新設への減税も適用期間が大幅に短縮されたが、原子力発電・炭素回収利用貯留（CCUS）・バイオ燃料への減税は維持または拡大・延長となった。

概要（対外政策の見直し）

対外的には、バイデン大統領はパリ協定に復帰し、2030年に2005年比で50~52%減、2035年に61~66%減との削減目標（NDC）を定めたが、トランプ大統領は就任日の大統領令でパリ協定からの再脱退を表明した。さらに、2026年1月には国連気候変動枠組条約（UNFCCC）からの脱退を表明した。

まとめ

トランプ政権はバイデン政権の脱炭素化を中心とする政策の撤回・見直しを完了しつつある。IRAのうち撤回の対象とならなかった部分、一部の州政府の政策、ビッグテック企業の脱炭素技術（原子力発電を含む）への投資などによる温室効果ガスの排出削減は続くものの、バイデン政権が掲げた削減目標の達成からは程遠く、2050年ネットゼロ排出と現実の乖離が広がると予想される。

まとめ（バイデン政権→トランプ政権）

	バイデン政権の取り組み	トランプ政権の動き
国内政策	既存法の下での排出規制の策定 （火力発電所、新車販売等） IRAの立法（減税・補助金・融資保証による脱炭素支援）	規制と危険性認定の撤回 カリフォルニア州の規制権限の撤回 IRAの撤回・見直し ・ 一部減税の縮小・撤回 ・ 補助金・融資保証の未執行分の撤回
対外政策	世界全体の脱炭素化を追求 パリ協定への復帰とNDC策定	米国のエネルギードミナンスを追求 パリ協定からの脱退（NDCも消滅） UNFCCCからの脱退表明

まとめ（トランプ1.0→トランプ2.0）

	トランプ1.0	トランプ2.0
国内政策	オバマ政権の規制政策の撤回 （火力発電所、新車販売等） 「危険性認定」は撤回せず	バイデン政権の規制政策の撤回 （火力発電所、新車販売等） 危険性認定の撤回
対外政策	パリ協定からの脱退 UNFCCCからは脱退せず	パリ協定からの脱退 UNFCCCからの脱退表明

1. 国内政策の見直し

トランプ大統領と共和党の公約

バイデン政権の気候変動対策の見直し

・ 規制の撤回

「就任日に電気自動車の義務化を終わらせる。これにより、米国の自動車産業は完全な消滅から救われ、米国の顧客は車1台あたり数千ドルを節約できる」（トランプ氏の指名受諾演説（2024年7月19日））

「有害な規制を撤回し、電気自動車やその他の義務を撤回し、中国車の輸入を阻止することで、米国の自動車産業を復活させる」（共和党の2024年綱領）

「共和党は、雇用・自由・イノベーションを抑制し、あらゆるものを高価にする規制を大幅に削減する」（共和党の2024年綱領）

・ インフレ抑制法（IRA）の執行停止

「彼らはグリーンニュースキャム（新たなグリーン詐欺）に関係するものに何兆ドルも費やした。これは詐欺であり、莫大なインフレ圧力を引き起こした。（中略）まだ使われずに眠っている何兆ドルものすべてのお金を、道路、橋、ダムのような重要なプロジェクトに注ぎ込む。無意味なグリーンニュースキャムのアイデアに使われることを許さない」（トランプ氏の指名受諾演説）

※「グリーンニュースキャム」はグリーンニューディールを揶揄する表現。「インフレ圧力」と結びつけていることから、IRAを遠回しに指しているものと思われる

1-1 排出規制の撤回

バイデン政権による規制とその撤回方法

バイデン政権による火力発電所・新車販売等への温室効果ガス排出規制

バイデン政権は既存法（大気浄化法等）の権限で排出規制を策定

- 火力発電所の排出規制：「石炭火力」の基準値は2032年以降は回収率90%以上のCCSなしでは運転できない水準（※2039年以降も運転するもの）または天然ガス40%混焼なしでは運転できない水準（※2038年末に運転終了するもの）＋ベースロード運転する「新設ガス火力」への基準値は回収率90%以上のCCSなしでは運転できない水準
- 自動車の排出基準：2032年に新車販売における電気自動車およびプラグインハイブリッド車の比率が7割程度になる基準値
- その他には、石油・ガス部門のメタン排出規制など

規制撤回の方法

行政府の権限で撤回可能。各省庁は行政手続法に基づき、通常、1.5～2年をかけて撤回を進める。必要があれば、撤回と同時により緩い代替規制も策定。政権が非合法とみなす規制については、行政手続法で求められる「通知と意見公募」（notice and comment）の手順を省略し、短期間で撤回する可能性も

※カリフォルニア州のゼロ排出車基準の認可を撤回（正確には連邦政府による先占の放棄（waiver）の撤回）は、議会審査法の手続きで実現（※P.18参照）

就任日の大統領令で示された方針（2025年1月20日）

規制見直しの着手指示、「危険性認定」に関する検討指示

トランプ大統領は「米国のエネルギーの解放（Unleashing American Energy）」に関する大統領令で以下の方針を指示 

- 各省庁は国内エネルギー資源開発（特に石油、天然ガス、石炭、水力、バイオ燃料、重要鉱物、原子力）への負担となりうる**省庁の取り組み（※主として規制を指す）を速やかに特定したうえで、その撤回・改定**を進める
- 炭素の社会的費用に関するこれまでの文書等を撤回したうえで、EPA長官は炭素の社会的費用の計算を連邦政府による認可や規制から排除することを検討
- EPA長官は30日以内に「温室効果ガスの危険性認定（2009年12月15日）」の合法性と継続的な適用可能性についての提言を取りまとめる

EPAのゼルディン長官の方針（2025年3月12日）

規制見直しと危険性認定再考に着手

EPAのゼルディン長官は「米国のエネルギーの解放」に関する大統領令を踏まえ、以下の方針を発表^①

- 規制見直しの着手。見直しの対象として、火力発電所に対する排出規制、自動車の排ガス基準、石油・ガス産業への規制、ハイドロフルオロカーボン（HFC）使用規制など
- 企業の温室効果ガス排出報告制度の見直し
- 炭素の社会的費用の再検討
- 温室効果ガスの危険性認定および同認定に基づく既存の全規制の見直し
 - 大統領府の行政管理予算局、大統領府科学技術政策局、海洋大気庁等と連携
 - 再考に際しては、法律上の課題、各種の不確実性、革新的技術・科学・経済学・排出削減に関する2009年の認定以降における進展等を考慮

危険性認定の見直しや企業の温室効果ガス報告制度の見直しは
トランプ1.0では見られなかった動き

危険性認定と新車の温室効果ガス排出規制の撤回 (2026年2月12日)

温室効果ガス排出規制の前提を否定

EPAは2025年7月29日に温室効果ガスの危険性認定と新車の温室効果ガス排出規制の撤回を提案し 、2026年2月12日に最終決定 。撤回の理由は以下。今後は訴訟で争われる

①条文解釈の変更

- 大気浄化法は、新車からの排出が「一般公衆の健康と福祉に対する危険を引き起こしているか、それに寄与している場合に、排出基準を定める」と規定（202条）。オバマ政権期のEPAは、大気中のGHG濃度の増加は米国の一般公衆の健康と福祉を害すると認定したうえで、米国の新車からの排出はその一因であると認定
- 第2次トランプ政権のEPAは、大気浄化法が想定する危険は、新車の排出への「地域的・局所的な曝露」によるものであり、排出が大気に混ざることによって生じる地球規模の気候変動は該当しないと主張

②議会からの授権の欠如

- 2022年の最高裁判決で示された“major questions doctrine”を援用し（P.23参照）、議会は202条の下でEPAに対して温室効果ガスの規制権限を与えていないと主張

③規制効果が僅少

- 米国の全ての自動車からの温室効果ガス排出をゼロにしても、地球温暖化防止の効果は僅少であり、多大なコストをかけて排出削減するのは非合理的

※提案段階では、標準的な科学的知見への疑義を撤回理由に含めていたが、最終決定では含めず

火力発電所排出規制の撤回（2026年9月17日）

規制の根拠となる対策技術の実現性等を否定

EPAは火力発電所排出規制を以下の理由で撤回^④。今後は訴訟で争われる見通し

- 既設火力発電に対する規制の全撤回
 - 長期的に運転継続する石炭火力への回収率90%のCCS導入は適切に実証されていない。加えて、CCSに必要なインフラが遵守期限（2032年1月1日）までに開発される見込みは低い
 - 中期的に運転継続する石炭火力への40%の天然ガス混焼は最高裁判決（West Virginia v. EPA、P.19参照）で認められなかった燃料転換に該当。加えて、必要なパイプラインインフラが遵守期限（2030年1月1日）までに開発される見込みは低い
 - 既設のガス火力および石油火力に対する規制は州政府の資源の非効率的な使用
- 新設火力発電に対する規制の撤回
 - 新設ベースロードガスタービン発電への回収率90%のCCS導入は適切に実証されておらず、コストも合理的ではない。加えて、CCSに必要なインフラが遵守期限（2032年1月1日）までに開発される見込みは低い

撤回理由の追加を提案

- 危険性認定の撤回（P.15参照）と同様の論理に基づき、EPAは火力発電所に対する温室効果ガス排出規制の権限をそもそも有していないと提案^④

企業の温室効果ガス排出報告の撤回提案（2025年9月12日）

温室効果ガス排出規制の基盤となる情報収集を停止する提案

EPAは企業の温室効果ガス排出報告について、ほぼ全ての部門を報告義務の対象外とする案を発表^①。例外は石油・ガス部門。ただし、同部門も2034年まで報告義務を停止

- 石油・ガス部門の義務を残すのは、メタン排出課金と連動しているため（※P.28参照）
- 「地中隔離」も報告対象外。CCSへの税額控除（※45Q、P.27参照）はこの報告を活用しているが、減税を所管する財務省が暫定的な代替措置を提示^{②,③}
- EPAは報告義務をなくしつつ、自主的な報告を残す可能性も検討したが、情報が細切れになることを懸念し、全廃を提案

【参考】立法に基づく規制の無効化

議会審査法（Congressional Review Act, CRA）

CRAは行政府に対し、規則策定時にそれを連邦議会に提出する義務を課す

- 規則（rule）は「法律や政策を実施、解釈、または規定するために設計された、一般的または特定の適用性および将来の効果を持つ行政機関の声明の全体または一部、または行政機関の組織、手順、または実務要件を記述したもの」と幅広く定義される

行政府から提出された規則の無効化を上下両院が共同決議し、大統領が同決議に署名した場合、その規則は無効に。ただし、提出から一定の期日（おおよそ半年）が経過した後は無効化できない

CRAの手続きで規則が無効化された場合、行政府は同様の規則の再制定を禁じられる

政権交代とCRAによる規則無効化

政権交代直後に、前政権の終盤に策定された規則が無効化対象となりやすい。そのため、バイデン政権が最後の約半年に策定した規則はCRAで無効化される可能性あり

- インフレ抑制法（IRA）のメタン排出課金の実施規則（※P.31参照）は上下両院で決議を可決後、トランプ大統領が署名し無効化が確定 
- カリフォルニア州のゼロ排出車基準の認可は従来、CRAの対象となる規則（rules）ではないとされてきたが、トランプ政権はこれを規則とみなし、連邦議会では共和党がCRAによる無効化を追求。上下両院で決議を可決後（※一部の民主党議員も決議に賛成）、トランプ大統領が署名し無効化が確定 
- タンクレス天然ガス給湯器などへのエネルギー効率基準も無効化 

【参考】 行政府の規制権限縮小の潮流と ゼロベースの規制見直しの大統領令

近年の最高裁判決

West Virginia v. EPA（2022年）：オバマ政権のEPAによる火力発電所への温室効果ガス排出規制は大気浄化法の権限を逸脱との判決。その際、「経済的・政治的な重要性を有する問題の場合、議会が行政府に明確に授権していることの確認が必要」という“major questions doctrine”を援用

Loper Bright v. Raimondo（2024年）：法律の条文が曖昧な場合、行政府の解釈が合理的（reasonable）であって、恣意的（arbitrary）ではない限り、その解釈を尊重（defer）するという、いわゆる「シェブロン原則」を撤回

→行政府の解釈が法に沿っているかを裁判所が判断することに。実質的に行政府の規制権限が大幅縮小

「米国のエネルギーの解放のためのゼロベースの規制見直し」の大統領令

2025年4月9日に署名（※大統領令の原題は“Zero-Based Regulatory Budgeting to Unleash American Energy”）[🔗](#)。関連省庁は、2025年9月30日までに、様々な法律の下で策定されてきた諸規制について、法律と整合的な範囲で「条件付きの終了日」を決定する。その終了日は、決定から1年以内とする。ただし、必要と判断される場合には、終了日を延期する

➤ その後、連邦エネルギー規制委員会と連邦原子力規制委員会が本大統領令に対応[🔗](#) [🔗](#)

1-2 インフレ抑制法（IRA）の 見直し・撤回

見直し・撤回の経緯

IRAとは（2022年成立。詳細は上野（2022）を参照）

「①減税措置」「②補助金」「③融資保証」等により脱炭素投資を支援する法
最も重要なのは、各種の「①減税」措置。その他に「④メタン排出への課金」も

見直し・撤回の経緯

法律の見直し・撤回には、そのための立法が必要。したがって、大統領権限では撤回できず、上下両院で法案を通す必要があることから、規制の撤回よりもハードルが高い

見直し・撤回は、各年度で実質1回のみ使用可能な財政調整（budget reconciliation）を用いる

- 政府の歳入・歳出を調整する立法。2017年のトランプ減税も、2022年のIRAも財政調整で成立
- 財政調整の場合、定数100の上院で議事妨害（filibuster）回避に60名以上の賛成が必要という上院議事規則の要件が適用されず、過半数で可決可能。どちらかの政党が大統領と上下両院の多数派を全て掌握し、党内で結束できれば、他党の賛成なしで可決できる

トランプ大統領は2025年の財政調整で、トランプ減税（所得減税＋所得控除）の延長と新規の減税を追求し、連邦議会では、その財源として、IRAの見直し・撤回や政府支出の削減などを組み合わせ財政調整の立法を進め、7月4日に「1つの大きく美しい法」（One Big Beautiful Bill Act、略称OBBBA）が成立 

「①減税措置」の見直し

OBBBAでは、各技術への税額控除を以下の通りに見直し

- **ゼロエミ電力**：太陽光・風力以外のゼロエミ電力は、2035年までに建設開始したものに税額控除が適用される一方、太陽光・風力発電については、今回の法の制定から1年後までに建設開始するか、2027年末までに運転開始しなければ、税額控除を受けられない
- **電気自動車**：終了期限を2032年末から2025年9月末へと大幅に前倒し
- **先進製造業のサプライチェーン**：風力タービンの部品生産の税額控除は終了期限を2032年末から2027年末に前倒し。重要鉱物の処理は、IRAでは終了期限を定めていなかったが、新たに期限を設定。太陽光パネルと蓄電池の部品減税は、IRAで定めた期限を維持
- **バイオ燃料、持続可能な航空燃料（SAF）**：終了期限を2027年末から2029年末に延長。ただし、SAFへの減税上乗せは2025年末に終了
- **炭素回収利用貯留（CCUS）**：IRAで定めた期限（2032年末までに建設開始）を維持。CCUSのうち、CCUについては税額控除を拡大（※詳細は坂本（2025）を参照）
- **クリーン水素**：終了期限を2032年末から2027年末に前倒し

※多くの減税に「禁止外国組織等」に関する制約を付す

→電気自動車・再エネ・省エネ・水素に厳しく、原子力・サプライチェーン・CCUS（ブルー水素を含む）・クリーン燃料の支援を維持または拡大。共和党の技術選好を色濃く反映

	2022年IRAの規定	2025年OBBBAによる見直し
クリーン電力		
クリーン電力の生産税額控除（45Y）	発電部門の排出量が2022年比で75%減となった年の翌々年、または2034年のいずれか遅い方に建設開始した発電所に対して、税額控除を25%減額、その翌年に建設開始したものは50%減額、さらにその翌年以降に建設開始したのものには減税を適用しない 禁止外国組織等に関する制約なし 税額控除の譲渡可能	2034年に建設開始した発電所に対しては税額控除を25%減額し、2035年に建設開始したものは50%減額、2036年以降に建設開始したのものには減税を適用しない ただし、風力発電と太陽光発電については、制定から1年後以降に建設開始して2028年以降に運転開始するものには税額控除を認めない。他方、先進原子力発電については、原子力に関する雇用が大きい地域に立地する場合、税額控除を上乗せ 禁止外国組織等に関する制約 ・2026年以降に建設開始する施設について、その建設に禁止外国組織等による物質的な支援（部品等）を含む場合、適用不可 ・制定後以降に開始する課税年度において、納税者が特定外国組織等または外国影響組織等の場合、適用不可 税額控除の譲渡可能。ただし、特定外国組織等に対する譲渡は不可
クリーン電力の投資税額控除（48E）	※上記とほぼ同様。ただし、45Yとは異なり、エネルギー貯蔵技術にも適用	※上記とほぼ同様。ただし、原子力に関する雇用が大きい地域に立地する場合の上乗せなし
ゼロ排出原子力発電の生産税額控除（45U）	2032年末で終了 禁止外国組織等に関する制約なし 税額控除は譲渡可能	2032年末で終了 禁止外国組織等に関する制約 ・制定後以降に開始する課税年度において、納税者が特定外国組織等の場合、適用不可 ・制定から2年後以降に開始する課税年度において、納税者が外国影響組織等の場合、適用不可 税額控除は譲渡可能

	2022年IRAの規定	2025年OBBBAによる見直し
クリーン自動車		
クリーン自動車の税額控除 (30D)	2032年末で終了 重要鉱物と蓄電池部品の要件あり	2025年9月末で終了
商用クリーン自動車の税額控除 (45W)	2032年末で終了 重要鉱物と蓄電池部品の要件なし	2025年9月末で終了
中古クリーン自動車の税額控除 (25E)	2032年末で終了	2025年9月末で終了
代替燃料車再充填資産の税額控除 (30C)	2032年末で終了	2026年6月末で終了
住宅のエネルギー効率化		
エネルギー効率化住宅改善の税額控除 (25C)	2032年末までに使用開始した資産に適用	2025年末までに使用開始した資産に適用
住居クリーンエネルギーの税額控除 (25D)	2034年末までに使用開始した資産に適用	2025年末までに支出したものに適用
新規エネルギー効率的住宅の税額控除 (45L)	2032年末までに購入された住宅に適用	2026年6月末までに購入された住宅に適用

※30D、45W、25E、30C、25C、25D、45Lは内国歳入法の条文番号を指す。
2022年IRAの詳細については、上野（2022）を参照

	2022年IRAの規定	2025年OBBBAによる見直し
サプライチェーン		
先進製造業の生産税額控除 (45X)	太陽光パネルの部品、風力タービンの部品、蓄電池の部品の生産および重要鉱物の処理に税額控除+フェーズアウトスケジュールを設定（※税額控除を2030年は25%減、2031年は50%減、2032年は75%減、2033年以降は減税なし。ただし、重要鉱物の処理には適用しない） 禁止外国組織等に関する制約なし 税額控除の譲渡可能	風力タービンの部品生産については、2027年末で税額控除を終了。重要鉱物の処理に対して、フェーズアウトスケジュールを設定（※税額控除を2031年は25%減、2032年は50%減、2033年は75%減、2034年以降は減税なし）。原料炭を重要鉱物に追加しつつ、税額控除を2029年末まで適用。太陽光パネルの部品と蓄電池の部品については、IRAのまま。統合部品への税額控除は2027年以降、国産要件（65%以上）を追加 禁止外国組織等に関する制約 ・ 制定後以降に開始する課税年度において、禁止外国組織等による物質的な支援を含む場合、適用不可 ・ 制定後以降に開始する課税年度において、納税者が特定外国組織等または外国影響組織等の場合、適用不可 税額控除は譲渡可能

※45Xは内国歳入法の条文番号を指す。2022年IRAの詳細については、上野（2022）を参照

	2022年IRAの規定	2025年OBBBAによる見直し
CCUS・水素・クリーン燃料（バイオ燃料・SAF等）		
クリーン燃料（バイオ燃料、SAF等）の生産税額控除（45Z）	2027年末に終了 原料の原産国の要件なし 禁止外国組織等に関する制約なし 税額控除の譲渡可能	2029年末に終了（※SAFへの減税上乗せは2025年末に終了） 2026年以降、米国・メキシコ・カナダで生産された原料による燃料に限定 禁止外国組織等に関する制約 ・ 制定後以降に開始する課税年度において、納税者が特定外国組織等の場合、適用不可 ・ 制定から2年後以降に開始する課税年度において、納税者が外国影響組織等の場合、適用不可 2026年以降、排出係数の決定方法を変更（ライフサイクル排出量の計算時に間接的な土地利用変化による排出を必要に応じて除外。動物の排せつ物を原料として製造される輸送用燃料については、原料ごとに排出係数を設定）。負の排出係数（※ライフサイクル排出量の計算上生じうるもの）を禁止 税額控除の譲渡可能
炭素隔離の税額控除（45Q）	2032年末までに建設開始した施設に適用。CCSの場合、85ドル/tCO₂、CCUの場合、60ドル/tCO₂（※雇用等の要件を満たす場合） 外国組織等に関する制約なし 税額控除は譲渡可能	2032年末までに建設開始した施設に適用。CCSの場合もCCUの場合も85ドル/tCO₂（※雇用等の要件を満たす場合） 禁止外国組織等に関する制約 ・ 制定後以降に開始する課税年度において、納税者が特定外国組織等または外国影響組織等の場合、適用不可 税額控除は譲渡可能
クリーン水素の生産税額控除（45V）	2032年末までに建設開始した施設に適用 税額控除は譲渡可能	2027年末までに建設開始した施設が対象 税額控除は譲渡可能

太陽光発電・風力発電の「①減税措置」の執行厳格化

「建設開始」の定義厳格化と訴訟による差し戻し

風力発電・太陽光発電への減税措置について、2025年7月7日の「信頼性の低い、外国のコントロール下にあるエネルギー源への市場歪曲的補助金の終了（Ending Market Distorting Subsidies for Unreliable, Foreign-controlled Energy Sources）」に関する大統領令 [🔗](#) に基づき、財務省は2025年8月15日に「建設開始」（※P23参照）の定義を（一部の例外を除き）厳格化 [🔗](#)

→コロンビア特別区連邦地方裁判所は2026年6月6日、この厳格化を取り消して、財務省に差し戻し [🔗](#)

「②補助金」「③融資保証」「④メタン排出への課金」の見直し

OBBBAでは、以下の通りに見直し

- 「②補助金」の大半について、債務負担のない予算残高分（unobligated balance）を取り消し
- 「③融資保証」について、閉鎖した石炭火力発電所や炭鉱などを脱炭素化の施設に転換することなどを目的とする融資保証の予算残高分を撤回。そのうえで、排出削減などの環境目的を排し、「生産能力の強化」や「系統信頼度の維持・向上のための電力供給の支援」といった目的を追加し、2028年9月末を期間とする10億ドルの予算を割り当て。従来からの2,500億ドルの融資保証枠の期限も同月末まで延長
 - その後、エネルギー省は融資保証の機能を担ってきた融資プログラム局（LPO）をエネルギードミナンス金融局（EDF）に改組^①。バイデン政権期の融資ポートフォリオを見直しつつ、OBBBAの規定に沿ったファイナンスを実行する方針を提示^②
- 「④メタン排出への課金」は開始年を2024年から2034年に先延ばし

※2021年に成立した「インフラ投資雇用法」における「①CCSへの支援（CO₂輸送インフラへのファイナンス支援（融資、融資保証）等）」や「②直接空気回収（DAC）ハブなどへの支援」については、2026年1月23日に成立した「2026年商務・司法・科学、エネルギー・水資源開発、内務・環境歳出法」により、未使用分の一部（①は9.5億ドル分、②は10.4億ドル分）を先進原子炉や送電網開発のプロジェクトに付け替え^③

政府予算の執行停止とその後の訴訟

大統領の指示

トランプ大統領は就任日の「米国のエネルギーの解放」に関する大統領令で全省庁に、IRAとインフラ投資雇用法のもとでの予算使用を速やかに停止してレビューを行うよう指示

訴訟の動向—事態が複雑に進展中

- インフラ投資雇用法の下での国家EVインフラプログラムについて、ワシントン西地区連邦地方裁判所による支出凍結の予備的差止（2025年6月24日 [リンク](#)）と違法判決（2026年1月23日 [リンク](#)） ※予備的差止を踏まえて支出は再開済み [リンク](#)
- IRAの下での温室効果ガス削減基金について、コロンビア特別区連邦地方裁判所による使用停止の予備的差止（2025年4月15日 [リンク](#)）、コロンビア特別区巡回区連邦控訴裁判所による予備的差止の取り消し（2025年9月2日 [リンク](#)）、そして同控訴裁判所の大法廷（en banc）における再審議決定と予備的差止取り消しの取り消し（2025年12月17日 [リンク](#)）、大法廷による地裁の予備的差止の維持（2026年8月4日 [リンク](#)）
- IRAやインフラ投資雇用法の下での産業部門の脱炭素、CCS、水素などに対する補助金のエネルギー省による取り消し（2025年5月30日 [リンク](#)、2025年10月1日 [リンク](#)）と、コロンビア特別区連邦地方裁判所による7件の補助金取り消しの違憲判決（※民主党が優勢な州であるとの理由による取り消しは平等保護に反するとの判決、2026年1月12日 [リンク](#)）、同地裁による別の11件の取り消し無効化（2026年6月11日 [リンク](#)）

州政府の取り組みへの対応

「州政府の越権行為からの米国のエネルギーの保護」に関する大統領令（2025年4月8日）

トランプ大統領は以下の方針を指示（※大統領令の原題は“Protecting American Energy from State Overreach”）

- 司法長官は、国産エネルギーの開発・生産・使用を阻害しうる州政府の政策（※訴訟を含む）のうち、憲法違反であるもの、連邦法による専占があるもの、その他の理由で執行できないものを特定する
- 司法長官は、違法と判断した州政策の執行および民事訴訟（civil actions）の継続を阻止すべく、あらゆる適切な取り組みを速やかに行う

司法省による提訴

- 2025年5月に、気候変動被害を理由として化石燃料企業に支払い義務を課す州法は違法であるとして、ニューヨーク州とバーモント州を提訴,。ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所は2026年9月23日に、ニューヨーク州の州法について、大気浄化法による専占と外交分野の専占を理由に違憲と判断し、執行を差し止め
- 2025年5月に、気候変動による損害を理由とする化石燃料企業への訴訟は大気浄化法によって専占されているとして、そのような訴訟を提起しているハワイ州・ミシガン州・ミネソタ州を提訴,,→2026年1月にミシガン州西部地区連邦地方裁判所が、同4月にハワイ地区連邦地方裁判所が司法省の訴えを棄却する判決,（※州・自治体による気候損害賠償請求と連邦法の関係について、連邦最高裁はコロラド州ボルダー郡による対石油企業訴訟を受理。2026年10月5日に口頭弁論）
- 2026年1月に、天然ガスインフラとガス利用機器の設置禁止の条例は連邦法によって専占されているとして、カリフォルニア州のモーガンヒル市とペタルマ市を提訴→両市はその後、条例を撤回。2026年4月にも、ニュージャージー州のモリスタウンシップを同様の理由で提訴

【参考】州政府の取り組み

再エネ比率基準とクリーンエネルギー比率目標

2026年4月時点で、27州およびコロンビア特別区（D.C.）が電力の再エネ比率基準（RPS）を導入。さらに、16州が2050年までに電力の全量をクリーンエネルギー（※再エネ以外を含む）とする目標を設定（Barbose 2026）

ゼロ排出車基準

カリフォルニア州は、大気浄化法の下でEPAが認める場合、独自の自動車排ガス規制を実施可能。この権限を用いて、2035年までに全新車をゼロ排出車（電気自動車、プラグインハイブリッド車）とする新基準を連邦政府に申請し、バイデン政権のEPAは2024年12月に認可

他州には独自基準の設定は認められていないが、カリフォルニア基準の採用は許されており、2024年11月時点で11州とD.C.がカリフォルニアの新基準を採用予定だった

→トランプ政権・共和党は議会審査法により、認可を無効化（※P.18参照）。カリフォルニア州等は無効化の撤回を求めて提訴 

排出量取引

RGGI（北東部・中部大西洋岸11州、発電部門のみ）、カリフォルニア州（経済全体）、ワシントン州（経済全体）で実施中

※他にもビッグテック企業の脱炭素電気の調達（原子力発電を含む）、金融界の取り組み（ただし反ESG運動で減速傾向）など非国家アクターの取り組みが存在

【参考】米国のCO₂・温室効果ガス排出量

2025年実績

エネルギー情報局（EIA）の2026年9月の公開統計等に基づく

- エネルギー起源のCO₂排出量は2024年比で2.4%増加し、49億トン
- 主として石炭火力の発電量増加によるもの 

今後の温室効果ガス排出量の見通し

- Rhodium Groupの分析（2026年7月時点）によれば、温室効果ガス排出量は2005年比で、2030年に26～29%減、2035年に28～36%減、2040年に27～41%減との見通し（Kolus et al. 2026）
- エネルギー情報局による2026年の年次エネルギー見通し（Annual Energy Outlook）によれば、排出規制が撤回されるシナリオ（Alternative Electricity and Transportation）において、エネルギー起源のCO₂排出量は2005年比で、2030年に25%減、2035年に28%減、2040年に29%減との見通し（U.S. EIA 2026b）

→バイデン政権が掲げた目標（2005年比で2030年に50～52%減、2035年に61～66%減）には遠く及ばず

2. 対外政策の見直し

パリ協定脱退と資金コミットメントの停止 (就任日の大統領令で示された方針)

就任日の大統領令による脱退表明

トランプ大統領は「国際環境合意における米国第一 (Putting America First in International Environmental Agreements)」と題する大統領令で以下を指示 

- (a) パリ協定からの脱退を、国連大使は国連事務総長に速やかに通告しなければならない。脱退は通告と同時に効力を持つものとみなす
- (b) 国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) の下でのあらゆる合意 (any agreement, pact, accord, or similar commitment) からの脱退を、国連大使は国連事務総長または関連する主体に速やかに通告しなければならない
- (c) 国連大使は、UNFCCCの下でのあらゆる資金コミットメントを速やかに停止または撤回しなければならない

- 上記(a)の通告は、2025年1月27日付で条約の寄託者 (国連) のウェブサイトに掲載
- 協定の規定上、効力を持つのは通告から1年後であり、2026年1月27日に脱退完了
- バイデン政権はパリ協定下のNDCとして、2021年4月に2030年に2005年比で50～52%減、2024年12月に2035年に2005年比で61～66%減との目標を掲げたが、これらはパリ協定脱退とともに消滅

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）からの脱退表明 (2026年1月7日)

UNFCCCを含む66の国際組織・条約からの脱退を指示する覚書に署名

トランプ大統領は2025年2月4日の「国連機関からの脱退、国連機関への拠出停止、全ての国際機関への米国の支援の見直し（Withdrawing the United States from and Ending Funding to Certain United Nations Organizations and Reviewing United States Support to All International Organizations）」に関する大統領令で「180日以内に、国務長官は米国の利益に反する条約を特定し、脱退すべきか否かについて勧告を行う」と指示🔗

この検討を踏まえ、トランプ大統領は2026年1月7日に「米国の国益に反する国際組織、協定、条約からの脱退（Withdrawing the United States from International Organizations, Conventions, and Treaties that Are Contrary to the Interests of the United States）」に関する大統領覚書に署名し、「UNFCCCを含む66の国際組織や条約から脱退」するように関係省庁に指示🔗

その後、2026年2月27日に、国連事務総長に脱退を通告🔗。条約の脱退規定にしたがい、脱退が効力を持つのは2027年2月27日

【参考】UNFCCC脱退に関する論点の整理①

共和党内のUNFCCC脱退論

共和党のジョージ・H・W・ブッシュ大統領が**1992年に上院の超党派の承認**を得て批准したことから、共和党政権でも脱退しなかった。ただし、第1次トランプ政権では、トランプ大統領がパリ協定脱退を表明した当日（2017年6月1日）の朝に、ホワイトハウスでUNFCCC脱退を議論→当時はパリ協定残留派が存在し、押しとどめた

UNFCCC脱退の手続き

上院の承認を得て締結した条約の脱退は、合衆国憲法には明確な規定がないものの、大統領権限だけで脱退可能という説が強い（Bradley 2014, Galbraith 2020）

→トランプ大統領が脱退の意思を固めれば、UNFCCCから脱退可能

他方、上院の承認が脱退にも必要との説も存在し（Koh 2018）、脱退に対し法的に異を唱える人（たとえば民主党の上院議員）が訴訟に持ち込むかもしれない。しかし、裁判所は訴訟をそもそも取り上げないか、現在の最高裁はかなり保守的であるので、大統領権限による脱退を違憲と判断しない可能性が十分にある

なお、パリ協定はUNFCCCとは異なり、締結時に上院の承認を必要としない形の条約（※米国法上の行政協定）であるため、脱退時にも上院の承認は不要

【参考】UNFCCC脱退に関する論点の整理②

UNFCCC復帰の手続き

将来の大統領が復帰する際に再度の上院承認が必要なのかは不明。ただ、最初に批准した際の上院承認が引き続き有効で、再承認は不要との学説あり（Galbraith 2020）。UNFCCCの場合、1992年の上院承認が引き続き有効と捉え、まずは大統領権限だけで復帰するのだろう

しかし、復帰に異を唱える人（たとえば共和党の上院議員）が訴訟に持ち込むだろう。裁判所がそもそも訴訟を取り上げない可能性もあるが、最高裁がこのまま保守的であれば、復帰を違憲と判断するかもしれない

→復帰が違憲と判断されたときには、再度の上院承認が必要となる。

承認に必要とされる3分の2の賛成を得るには、民主党の上院議員だけではなく、共和党の上院議員の賛成も必要（※仮に議席数が50対50で民主党の全議員が賛成の場合、共和党の50人のうち17人の賛成が必要に）

上院の承認を得られずに、UNFCCCに復帰できなければ、パリ協定の規定上、協定にも復帰できない

参考文献

- 上野貴弘（2022）「[米国「インフレ抑制法」における気候変動関連投資](#)」電力中央研究所社会経済研究所、SERC Discussion Paper 22009。
- 上野貴弘（2024）『[グリーン戦争—気候変動の国際政治](#)』中公新書。
- 上野貴弘（2026a）「[米国の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）からの「脱退」について](#)」電力中央研究所社会経済研究所コラム。
- 上野貴弘（2026b）「[米国の気候変動対策の過去・現在・未来－第2次トランプ政権の反脱炭素政策とその行方](#)」『国際問題』No.731, 5-16頁。
- 坂本将吾（2025）「[米国がCCUS減税を拡充 火力への導入義務は撤廃へー「義務」から「投資機会」への転換](#)」旬刊 EP REPORT EWN（第2152号）。
- Barbose, Galen. 2026. U.S. State Electricity Resource Standards: 2026 Data. Lawrence Berkeley National Laboratory.
- Bradley, Curtis A. 2014. "Treaty Termination and Historical Gloss." Texas Law Review 92(4): 773–835.
- Galbraith, Jean. 2020. "Rejoining Treaties." Virginia Law Review 106(1): 73–125.
- Kolus, Hannah, Ben King, Parker Case, Michael Gaffney, Nathan Pastorek, Anna van Brummen and Nathan Wiens. 2026. "Taking Stock 2026: US Energy and Emissions Outlook." Rhodium Group.
- Koh, Harold Hongju. 2018. "Presidential Power to Terminate International Agreements." Yale Law Journal Forum 128: 432–481.
- Trump, Donald J. 2017. "[Statement by President Trump on the Paris Climate Accord.](#)" (June 1, 2017).
- U.S. EIA. 2026. "[Annual Energy Outlook 2026.](#)"